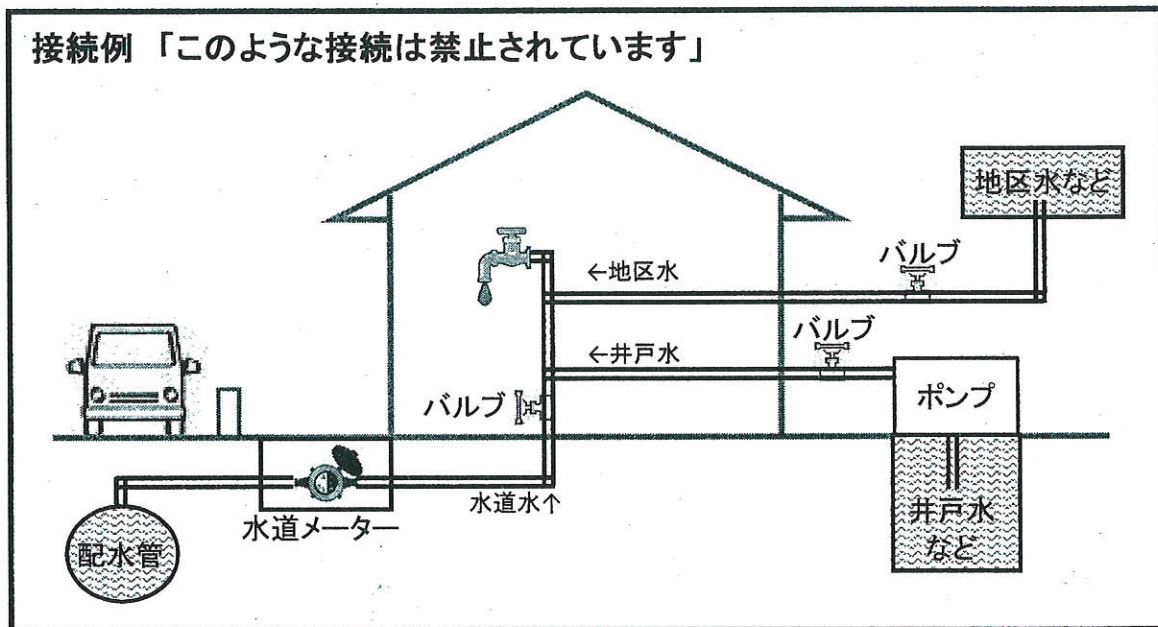


クロスコネクションを行なうと 給水停止になります！

○クロスコネクションとは？

『水道管』と『水道以外の管』が、直接つながっている状態のことをいいます。
バルブ(止水栓)を設置して、切り替えで使用している場合も該当します。管が直接つながっていても、水道水と水道水以外の水の蛇口がつながっている場合も同様です。



○禁止されている理由は？

『水道管』と『水道以外の管』が直結されていると、バルブ(止水栓)の故障や、水道管に水道水以外の水が逆流する場合があります。
もし、水道水以外の水が汚染(濁水、細菌等)されていた場合、広範囲に健康被害を及ぼすことになるため、水道水の安全性の確保の観点から、水道法・建築基準法で固く禁止されています。

○クロスコネクションが発覚した場合は？

クロスコネクションを発見したときは、水道法および下郷町給水条例、下郷町給水条例施行規則に基づき、その使用者の給水停止をすると共に、罰則(懲役5年以下または罰金100万円以下)が発生する場合があります。

～お知らせ～ 水道使用料金のお支払は『口座振替』が便利です。

- ・納め忘れがなく確実です。
ご指定預金口座から、毎月自動的に引き落としされますので、納め忘れがありません。
- ・納付する手間が省けます。
役場や金融機関の窓口で納付する時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。
- ・手続きは簡単です。
お申込は、町内の金融機関および役場窓口に申込用紙を配備しておりますので、必要箇所にご記入・押印(通帳印)のうえ、直接金融機関へご提出下さい。
なお、申込の手続きや引き落としに、手数料は掛かりません。